

大竹・栗谷線バスの事業計画の変更について

1 経緯

恵川橋橋りょう修繕工事の施工に伴い、現在、運行ルートとなっている恵川橋が車両通行止めになるため、迂回路を設定する。

2 変更内容

(1) 運行ルートについて

「資料 8-2」のとおり、迂回路を設定する。

(2) 停留所について

迂回路を運行する期間中は、下記のとおり運行する。

- ① 玖波駅停留所を「東口」から「西口」に移設し、「東口」には停車しない。
- ② 迂回路上には停留所を新設しない。

(3) キロ程について

停留所移設に伴い、「資料 8-3」のとおり、総キロ程及び区間キロ程を変更する。

(4) 運行ダイヤについて

キロ程の変更に伴い、「資料 8-4」のとおり、運行ダイヤを変更する。ただし、総運行時間は変更なし。

なお、運賃は変更なし。

3 変更期間

平成 28 年 10 月から平成 30 年 3 月末まで（予定）

工事は単年度発注で 10 月～3 月が工事予定期間であるが、工事期間外を含め、上記期間を迂回路運行期間とする。

迂回路運行期間の利用状況を勘案し、平成 30 年 4 月以降の運行ルートを検討する。